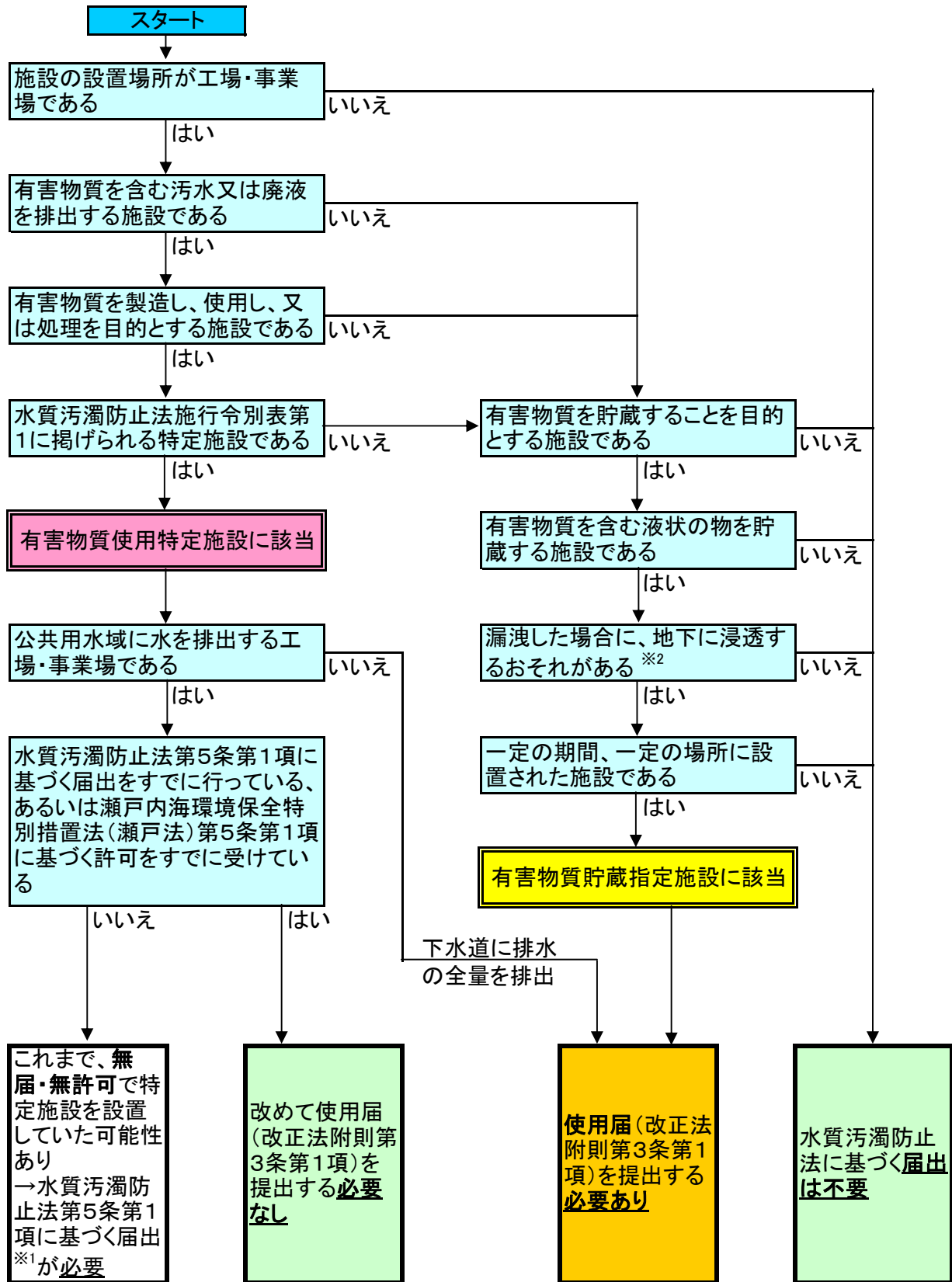


# 有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に係る 使用届の対象判定フローチャート

平成24年6月1日の改正法施行時に「使用届」の届出が必要かどうかを判定するものです。  
「使用届」は、平成24年6月30日までに県又は政令市へ提出してください。



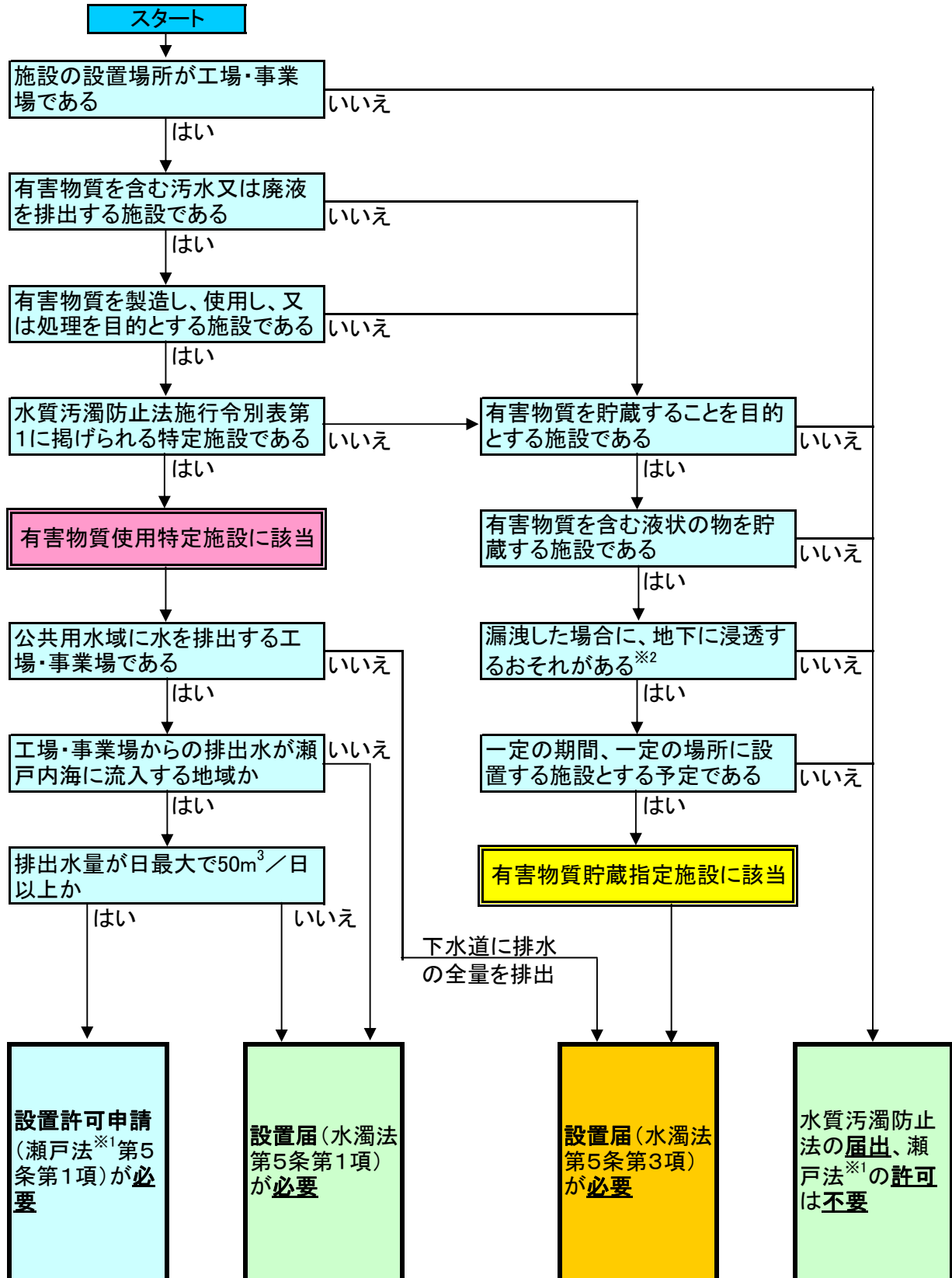
※1 瀬戸法については、第5条第1項の設置許可申請。

※2 基本的に、全ての場合で地下浸透のおそれがあると考えられます。

# 有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の 設置の際の手続きの判定フローチャート

平成24年6月1日の改正法施行以降に、新たに施設を設置する場合に必要な手続きを判定するものです。

「設置届」又は「設置許可申請」については、県又は政令市へご相談ください。



※1 瀬戸内海環境保全特別措置法。

※2 基本的に、全ての場合で地下浸透のおそれがあると考えられます。